

●香川県広域水道企業団告示第8号

令和元年香川県広域水道企業団告示第3号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））の一部を次のように改正する。  
 令和3年4月23日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
収納事務	委託先	委託先の所在地	収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日	収納事務	委託先	委託先の所在地	収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日
			提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称					提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称	
略					略						
旧丸亀事務所に係る料金及び丸亀市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧丸亀事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	略					旧丸亀事務所に係る料金及び丸亀市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧丸亀事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	略				
						旧坂出事務所に係る料金及び坂出市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧坂出事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江1-58	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	セブン-イレブン	平成30年4月1日
									株式会社ファミリーマート	ファミリーマート	
									株式会社ローソン	ローソン	
									山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ヤ	

			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1668 132 1821 391">社</td> <td data-bbox="1821 132 1977 391">マザキデイ リーストア ー及びヤマ ザキスペシ ャルパート ナーショッ プ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1668 391 1821 507">ミニスト ップ株式 会社</td> <td data-bbox="1821 391 1977 507">ミニストッ プ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1668 507 1821 655">株式会社 セイコー マート</td> <td data-bbox="1821 507 1977 655">セイコーマ ート及びハ マナスクラ ブ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1668 655 1821 804">株式会社 しんきん 情報サー ビス</td> <td data-bbox="1821 655 1977 804">MMK設置 の店舗</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1668 804 1821 991">株式会社 ポプラ</td> <td data-bbox="1821 804 1977 991">ポプラ、く らしハウス、 生活彩家及 びスリーエ イト</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1668 991 1821 1145">国分グロ ーサーズ チェーン 株式会社</td> <td data-bbox="1821 991 1977 1145">コミュニテ ィ・ストア</td> </tr> </table>	社	マザキデイ リーストア ー及びヤマ ザキスペシ ャルパート ナーショッ プ	ミニスト ップ株式 会社	ミニストッ プ	株式会社 セイコー マート	セイコーマ ート及びハ マナスクラ ブ	株式会社 しんきん 情報サー ビス	MMK設置 の店舗	株式会社 ポプラ	ポプラ、く らしハウス、 生活彩家及 びスリーエ イト	国分グロ ーサーズ チェーン 株式会社	コミュニテ ィ・ストア
社	マザキデイ リーストア ー及びヤマ ザキスペシ ャルパート ナーショッ プ														
ミニスト ップ株式 会社	ミニストッ プ														
株式会社 セイコー マート	セイコーマ ート及びハ マナスクラ ブ														
株式会社 しんきん 情報サー ビス	MMK設置 の店舗														
株式会社 ポプラ	ポプラ、く らしハウス、 生活彩家及 びスリーエ イト														
国分グロ ーサーズ チェーン 株式会社	コミュニテ ィ・ストア														
旧善通寺事務所に係る 料金及び善通寺市から 企業団が収納を受託し た下水道使用料等のコ ンビニにおける収納事 務（旧善通寺事務所の 水道料金システムを使 用して作成した納入通	略	旧善通寺事務所に係る 料金及び善通寺市から 企業団が収納を受託し た下水道使用料等のコ ンビニにおける収納事 務（旧善通寺事務所の 水道料金システムを使 用して作成した納入通	略												

知書によるものに限る。]

略

備考

1～3 略

4～8 略

知書によるものに限る。]

略

備考

1～3 略

4 この表において「旧坂出事務所」とは、旧条例別表第3に規定する坂出事務所をいう。

5～9 略